

大阪市住之江区役所と大阪市高速電気軌道株式会社との
AI オンデマンド交通の推進等にかかる連携協力に関する協定書

大阪市住之江区役所（以下「甲」という。）と大阪市高速電気軌道株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がパートナーとして相互に連携・協力し、乙が住之江区で実施する AI オンデマンド交通の社会実験及びオンデマンドバスの普及等に対する区民理解の促進や社会受容性の向上を図り、また、オンデマンドバスの活用による交通利便性の向上及びオンデマンドバスの社会実装を実現し、事業の継続性を向上することで、将来に渡り継続的な運行を目指した取組を推進することにより、もって住之江区の魅力向上、地域活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）住之江区における AI オンデマンド交通の社会実験の円滑な実施に関すること
- （2）AI オンデマンド交通に対する区民理解の促進と社会受容性の向上に関すること
- （3）オンデマンドバスの活用による交通利便性の向上とオンデマンドバスの社会実装に関すること
- （4）AI オンデマンド交通の社会実験後における継続的な運行体制の構築に関すること
- （5）住之江区で暮らす、働く、学ぶなど住之江区に関わる方々へのオンデマンドバスの紹介及び普及に関すること
- （6）住之江区の魅力発信や区政の PR に関すること
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定は、本協定締結の日から令和9年3月31日まで有効とする。ただし、甲又は乙のいずれからも当該期間満了の1か月前までに改廃の申し入れがない場合は、本協定を1年間更新するものとし、また、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 本協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、また、そのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等により知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示し、又は使用させてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、なお有効に存続する。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等において個人情報を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(協定の解除)

第8条 本協定の実施等において、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当した場合、第4条の規定にかかわらず、本協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他住之江区長が認める場合

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年5月19日

甲 大阪市住之江区御崎3丁目1-17
大阪市住之江区
大阪市住之江区長 藤井 秀明

乙 大阪市西区九条南1丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社
代表取締役社長 河井 英明